

序章 基本方針の策定にあたって

1 中山間地域活性化の趣旨

中山間地域は、地域住民の生活の場、農林水産物の生産の場として重要な役割を果たすとともに、土砂流出・崩壊防止、水源かん養などの国土保全機能や環境保全機能などの多面的な機能を担っており、地域住民の暮らしに多くの恵みを提供しています。また、豊かな自然や古くから育んできた歴史文化を有しており、こうした地域との交流や定住に対する都市住民の関心が高まっています。

一方、本地域においては、若年層を中心に人口が流出し、高齢化が進行したことにより、地域運営の担い手不足、生活環境の悪化、地域の基幹産業である農林業の低迷などが深刻化しています。

国においては、地域振興立法による活性化対策を中心に様々な対策を講じているほか、「中山間地域等の総合振興のための計画等に係る基本指針」（平成17(2005)年12月5日農林水産省農村振興局長通知）において、県及び市町村などに対し、中山間地域などの総合的な振興のための計画の作成及びその運用についての基本的な指針を示しています。

こうした状況を踏まえ、今後、本市の中山間地域において、安全安心な活力ある地域社会を築いていくためには、多様化する住民ニーズや地域の実情を踏まえたきめ細かな対応が一層重要になっています。また、地域運営の担い手が高齢化、減少する中で、地域を維持し、身近な課題への対応や魅力ある地域づくりに取り組むためには、住民相互が協力し、自らが考え、行動する住民主体の地域づくりが求められているほか、都市住民など多様な主体との連携が重要です。

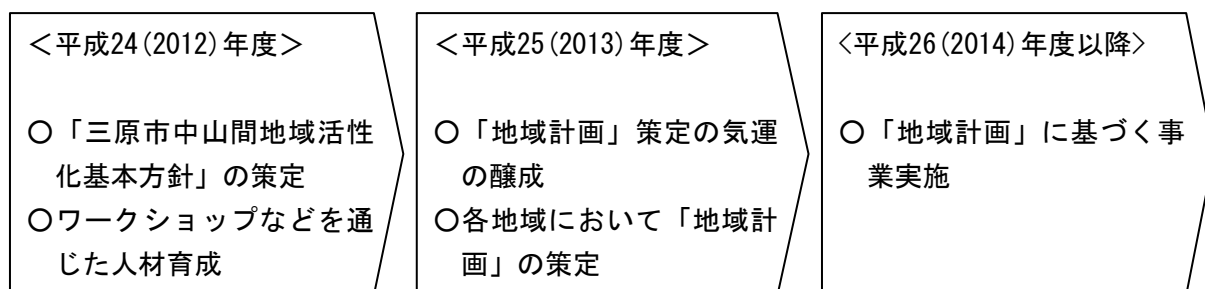
本市では、こうした住民主体の地域活性化は、市域全体において対応すべき課題として捉えており、このたび、特に早急に対策の必要な中山間地域において、先行的に取り組みを進めるものです。

2 基本方針策定の目的

中山間地域の活性化にあたっては、地域住民と行政が知恵を出し合い、それぞれの責任や役割を認識し、地域の課題や問題点の抽出を行うとともに、その解決方法や必要となる取り組み、将来像の実現方法などを地域ごとに検討し、地域住民や行政などが一体となって取り組んでいくことが必要です。

このため、中山間地域の将来像や取り組み方針、地域での取り組みに対する基本的な方向性を示すことを目的に、「三原市中山間地域活性化基本方針」（以下、基本方針という。）を策定します。

図 取り組みの概要



＜中山間地域の一般的な定義＞

中山間地域の定義として、食料・農業・農村基本法（平成11(1999)年法律第106号）においては、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域」として「中山間地域等」との文言が用いられており、この場合、農林統計上の「中間農業地域」及び「山間農業地域」に加えて、地域振興立法5法の「指定地域」が含まれます。

表 農林統計上の農業地域類型区分

都市的地域	人口密度が500人／km ² 以上，DID面積が可住地の5%以上を占める等都市的な集積が進んでいる市町村
平地農業地域	耕地率が20%以上，林野率が50%未満又は50%以上であるが平坦な耕地が中心の市町村
中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり，林野率は主に50%～80%で，耕地は傾斜地が多い市町村
山間農業地域	林野率が80%以上，耕地率が10%未満の市町村

表 地域振興立法5法

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 特定農山村法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）② 山村振興法③ 過疎地域自立促進特別措置法④ 離島振興法⑤ 半島振興法 |
|--|

注：資料は，中国四国農政局のホームページ。

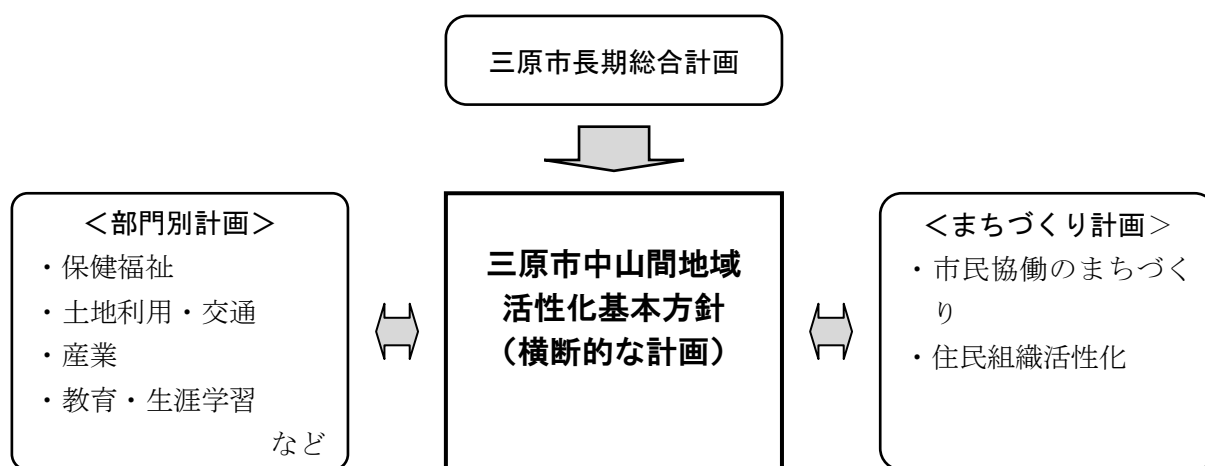
3 基本方針の位置づけ

基本方針は、三原市長期総合計画を上位計画とし、中山間地域活性化のための基本的方針を示す計画として位置づけます。このため、本市において策定した中山間地域活性化に関連する各種計画との整合を図ります。

また、基本方針は、活動中核組織（以下、「中核組織」という。）を中心とした住民組織が取り組む地域の計画（以下、「地域計画」という。）策定に際し、基本的な方向性を示すものです。

このため、基本方針は、本市の各種計画、住民及び中核組織へのアンケート、ワークショップでの意見などを踏まえた内容としています。

図 基本方針の位置づけ



注：活動中核組織とは、「三原市住民組織活性化構想」及び「三原市住民組織活動補助金交付要綱」、「三原市住民組織協力費交付要綱」に規定する「活動中核組織」のことで、町内会、自治会、組、区、農区、自治区など、その組織への加入単位を世帯とし、一定地域に居住することによって加入し、居住者相互の親睦、連絡、互助その他地域に関する問題を扱うことを主たる目的とする住民組織で構成された連合組織のこと。

4 中山間地域の設定

本市の中山間地域の設定にあたっては、「食料・農業・農村基本法（平成11(1999)年法律第106号）」における考え方を踏まえて、農林統計上の農業地域類型区分及び地域振興立法5法の指定地域を基本として設定することとします。

その結果、三原地域、久井地域、大和地域の全域と本郷地域の一部が該当することになります。

しかしながら、三原地域については市街地を含んでおり、中山間地域の定義と実態が異なることから、次の条件で絞り込みを行うものとします。

- ① 農林統計上の農業地域類型区分のうち、「中間農業地域」又は「山間農業地域」であること
- ② 都市計画区域外であること
- ③ 町内人口が2,000人以下であること
- ④ 過疎化・高齢化が顕著であること（次の2条件に該当）
 - ・直近4年間の人口減少率が5%以上
 - ・高齢化率が35%以上

※人口については、平成24(2012)年3月31日時点の住民基本台帳人口を基本とした。

絞り込みの結果、八幡町、高坂町、鷺浦町の3町が該当になります。

以上の中山間地域設定の考え方を踏まえ、本市における中山間地域を次のとおり設定します。

三原地域：八幡町、高坂町、鷺浦町

本郷地域：船木地区、北方地区

久井地域：全域

大和地域：全域

参考1 本市における地域振興立法5法の指定地域

表 地域振興立法5法の指定地域（地域別）

地 域	指定地域
三原地域	・ 全域
本郷地域	・ 船木地区、北方地区（船木村、上北方村、善入寺村）
久井地域	・ 全域
大和地域	・ 全域

表 地域振興立法5法の指定地域（法律別）

法 律	指定地域
① 特定農山村法	・ 三原地域 ・ 本郷地域（船木村、上北方村、善入寺村） ・ 大和地域
② 山村振興法	・ 大和地域（神田村、大草村）
③ 過疎地域自立促進特別措置法	・ 久井地域 ・ 大和地域
④ 離島振興法	・ 鷺浦町
⑤ 半島振興法	・ 該当なし

注：特定農山村法の正式名称は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律。

図 地域振興立法５法の指定地域



参考2 本市における中山間地域

表 本市における中山間地域

地 域	対象地域
三原地域	・ 八幡町，高坂町，鷺浦町
本郷地域	・ 船木地区，北方地区
久井地域	・ 全域
大和地域	・ 全域

図 本市における中山間地域



5 基本方針策定の取り組み

基本方針は、中山間地域の現状把握、中核組織に対するアンケート調査及び住民アンケート調査の実施、ワークショップによる地域の特性と問題点、地域の活性化及び地域活動の推進についての意見の把握、中山間地域活性化の先進事例などを踏まえて策定しました。

図 基本方針策定のフロー

